

令和7年度 血圧計導入促進助成制度の手続きについて

過労死や健康起因事故の原因である脳・心臓疾患について、その要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、血圧計導入の普及を図るために導入費用の一部を助成いたします。

1. 主な留意点

- (1) 補助の対象となる血圧計は、全ト協で指定する高機能な機器及び医療機器認証番号を取得した上腕式自動血圧計(手首式は対象外)とする。
- (2) 導入方法は買取り(リース・割賦は不可)とし、県内営業所に設置する血圧計とする。
※中古品は対象外。
- (3) 助成対象者は、中小企業者を対象とする。
※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。
 - ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
 - ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- (4) 国等から助成金が交付された場合は、助成対象外とする。
- (5) 下記、2. 助成額の(2)に該当する機器の助成においては、一般貨物運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者が対象となる。

2. 助成額

- (1) 全ト協認定の血圧計(別添1)は、取得価格(本体のみ、税抜き)の $1/2$ ・上限5万円とし、予算枠に達し次第、受付を終了とする。
- (2) (1)以外の機器は、取得価格(本体のみ、税抜き)の $1/2$ 上限1万円、1事業者あたり1台までとし、予算枠に達し次第、受付を終了とする。

3. 助成対象期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日に導入し、支払が終了したものとする。

4. 申請方法

令和8年2月28日までに、交付申請書(様式1)、添付書類を提出するものとする。